

第14節 物資等の調達・供給体制の整備

物資等の調達・供給体制の整備

- 上水道課
- 総務課防災危機管理室
- 福祉部各課 農林水産課
- 商業観光課 学校教育課
- 防災食育センター
- 避難所所管課

【基本方針】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な地震が発生した場合の津波も含めた被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置や収容人員等を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

【計画目標】

1. 給水体制の整備

地震・津波災害時における給水体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。また、水道施設の耐震化・耐浪化及び地震・津波に強い水道施設の整備計画に関しては、本編第2章第2節「施設・構造物等の安全化」に基づき対策を進める。

2. 食糧供給体制の整備

地震・津波災害時における食糧供給体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

3. 生活必需品等供給体制の整備

地震・津波災害時における生活必需品等の供給体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

4. 機材供給体制の整備

地震・津波災害時における機材供給体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。